山武市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査 委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号。第 5 条第 5 項において「令」という。)で使用する用語の例による。

(目的外利用及び提供に関する手続)

- 第3条 法第69条第2項第1号又は第2号の規定により保有個人情報を利用目的以外の目的に自ら利用しようとする場合には、規則で定めるところにより、利用の申請をしなければならない。
- 2 市の機関から法第69条第2項第1号、第3号若しくは第4号の規定又は番号法第19条の定めるところによる保有個人情報又は特定個人情報の提供を受けようとする者は、 規則で定めるところにより、提供の申請をしなければならない。

(個人情報取扱事務登録簿)

- 第4条 市の機関は、個人情報取扱事務(継続的に又は反復して個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルその他保有個人情報を含む情報の集合物を利用し又はこれを作成することとなるものをいう。以下この条において同じ。)について、次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「個人情報取扱事務登録簿」という。)を備え付けなければならない。
 - (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - (3) 個人情報を収集する目的
 - (4) 個人情報の対象者の範囲

- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 市の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止した ときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなけれ ばならない。
- 4 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。 (開示請求に係る手数料等)
- 第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書(市の機関に係るものに限る。次項において同じ。)1件につき300円とする。
- 2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の地方公共団体等行政文書に 記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の 規定の適用については、当該複数の地方公共団体等行政文書を1件の地方公共団体等行 政文書とみなす。
 - (1) 一の地方公共団体等行政文書ファイル(相互に密接な関連を有する地方公共団体等行政文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物にまとめたものをいう。)にまとめられた複数の地方公共団体等行政文書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の地方公共団体等行政文書
- 3 第1項の手数料は、規則で定める方法により納付しなければならない。
- 4 市長は、開示請求を受けた場合において、当該保有個人情報に係る本人に経済的困難 その他特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料を免除することができる。
- 5 法第 87 条第1項の規定による写しの交付(開示される保有個人情報が電磁的記録に 記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又 は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。 以下この項において同じ。)により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付

に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第 28 条第 4 項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(山武市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

- 第6条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、山武市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年山武市条例第2号)第2条に規定する山武市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。
 - (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、 又は廃止しようとする場合
 - (2) 法第 66 条第 1 項又は番号法第 12 条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようと する場合
 - (3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合 (運用状況の公表)
- 第7条 市長は、毎年1回、法及びこの条例に基づく市の機関における個人情報保護制度 の運用状況を取りまとめ、規則で定めるところによりその概要を公表するものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(山武市個人情報保護条例の廃止)

- 第2条 山武市個人情報保護条例(平成18年山武市条例第6号)は、廃止する。
- (山武市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)
- 第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の山武市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第2条第6号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 2 この条例の施行前において旧条例第 11 条第1項の委託等を受けた事務又は管理に従 事していた者に係る同条第3項の規定による当該事務又は管理に関して知り得た旧個人

情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、 この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前に旧条例第 12 条、第 24 条又は第 29 条の規定による請求がされた場合における開示(これに係る旧条例第 23 条に規定する費用負担を含む。)、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 4 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由なく、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録されている旧個人情報であって、特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 5 前項に規定する者が、その事務又は管理に関して知り得たこの条例の施行前において 旧実施機関が保有していた旧条例第2条第2号に規定する保有個人情報をこの条例の施 行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(山武市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第4条 山武市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 18 年山武市 条例第15号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第7号中「個人情報」の次に「(個人情報の保護に関する法律(平成 15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。第14条において同じ。)」 を加える。

第14条第1項中「(山武市個人情報保護条例(平成18年山武市条例第6号)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「漏えい、滅失又はき損の防止など」を「個人情報の保護に関する法律第66条第2項第2号の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、」に改め、「同条例の規定及び」を削る。

(山武市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 この条例の施行の際現に指定管理者である者若しくは指定管理者が管理する公の

施設の事務若しくは管理に従事している者(以下この項において「従事者」という。) 又はこの条例の施行前において指定管理者であった者若しくは従事者であった者に係る 前条の規定による改正前の山武市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 第14条第2項の義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(山武市自転車等駐車場条例の一部改正)

第6条 山武市自転車等駐車場条例(平成 19 年山武市条例第7号)の一部を次のように 改正する。

第 17 条中「山武市個人情報保護条例(平成 18 年山武市条例第 6 号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」に改める。

(山武市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正)

第7条 山武市防犯カメラの設置及び運用に関する条例(平成30年山武市条例第1号) の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「法令並びに山武市個人情報保護条例(平成 18 年山武市条例第6号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第57号)その他の法令」に改める。